

## 7. 道路工事現場における 保安施設等の設置基準

(平成6年1月改正)  
(平成19年4月改正)  
(平成20年10月改正)  
(令和2年4月改正)

# 道路工事現場における保安施設等の設置基準

## 目 次

1. 通 則	1
2. 道 路 標 識	1
3. 工 事 標 示 板	2
4. 工事説明看板等	3
5. 予 告 標 示 板	4
6. まわり道標示板	5
7. 工事補助看板等	6
8. 保 安 柵 等	7
9. 保安灯及び照明灯	9
10. 保安施設等の設置例	11

# 道路工事現場における保安施設等の設置基準

(令和2年4月改正)

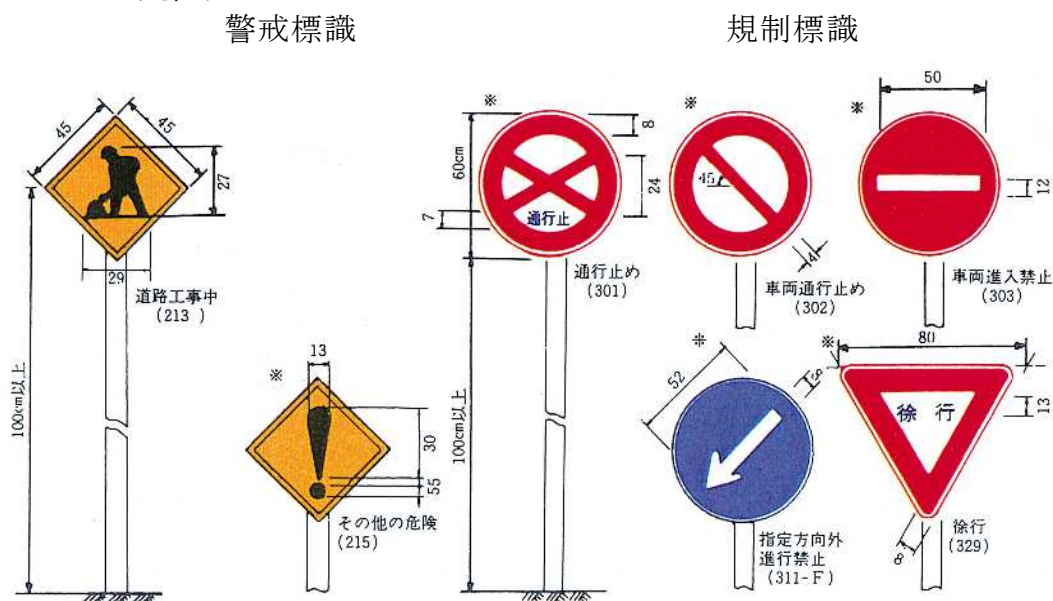
## 1. 通 則

- (1) 請負人は、道路において工事又は作業を行う場合、工事による交通の危険、渋滞等の防止及び沿道住民に与える影響の軽減、特に、歩行者の安全確保を図るため、道路工事現場（以下「工事現場」という。）には、この基準に基づき、標示施設、保安施設等を設置しなければならない。
- (2) 請負人は、標示施設、保安施設等を所定の位置に完備した後、工事に着手しなければならない。また、これらの施設は、堅固でかつ明りょうなものでなければならない。破損したものや汚れたものを使用してはならない。
- (3) 請負人は、これらの施設を交通の支障を最小限にし、かつ周囲の美観を損なわないように配置するとともに、工事期間中常に工事現場を巡視し、塗装、修理、清掃等の維持管理を十分行わなければならない。

## 2. 道 路 標 識

- (1) 工事現場の起終点には、様式1に示す道路標識のうち警戒標識「道路工事中」(213)を設置しなければならない。
- (2) 工事区間の長いもので工区を2以上に分けて工事を行う場合には、工区ごとに設置しなければならない。
- (3) 工事現場には、必要に応じて様式1に示す道路標識のうち※印のものを道路管理者及び所轄警察署長の指示を受けて設置しなければならない。

様式1 道路標識

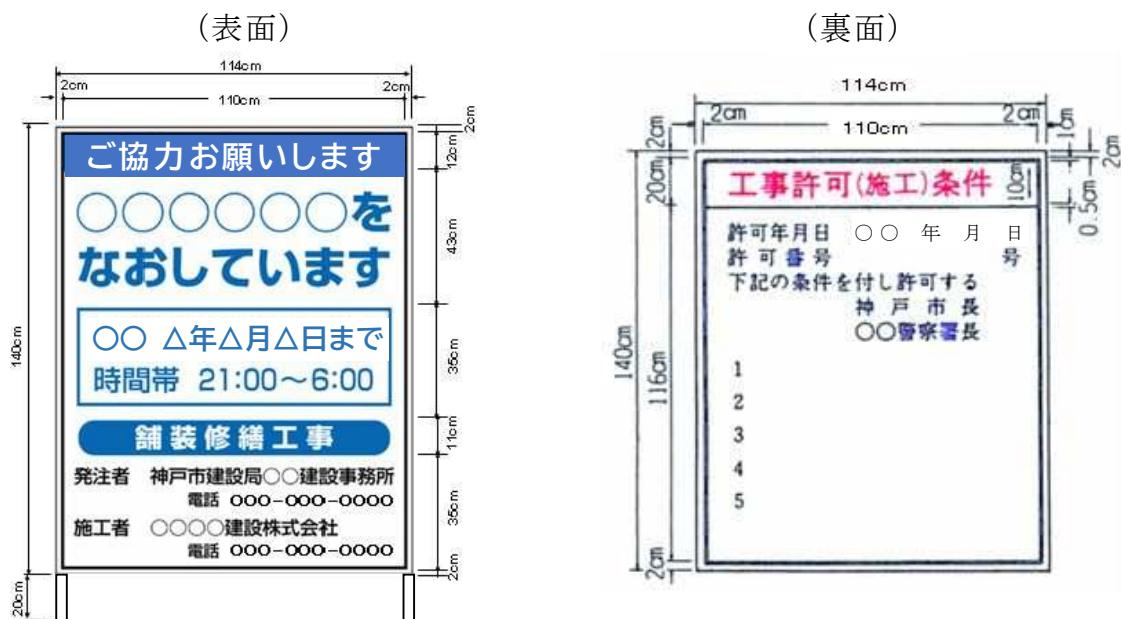


(注) 各標識は原則として反射性とする。

### 3. 工事標示板

- (1) 工事現場の起終点には、様式2に示す工事標示板を設置しなければならない。
- (2) 工事区間の長いもので工区を2以上に分けて行う場合には、工区ごとに設置しなければならない。ただし、工区間が比較的近距離で一見して同一工事であることが認識できるものについては、これを一つの現場とみなす。
- (3) 交通量の特に多い道路上においては、工事現場の交通流に対面する場所に原則として内部照明式の工事標示板を設置し、遠方から工事箇所が確認できるようにしなければならない。
- (4) 工事期間は、工事がいつ終わるのか一目でわかるように強調して記入しなければならない。
- (5) 短期間に完了する軽易な工事現場には、様式3に示す簡易標示板を設置するものとする。

様式2 工事標示板



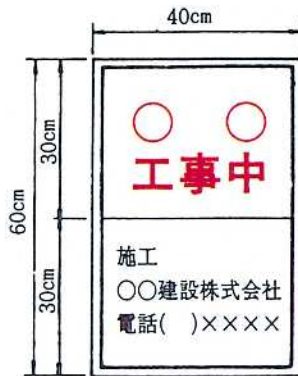
- (注) 1. 何の工事を何の目的で実施しているのかを分かり易く示す「工事内容」を表示する。
2. 「工事期間」は、一目で分かるように、終了日のみを表示し、枠組みや大きな文字で強調する。
3. 工事内容を簡潔に説明した「工事種別」を表示する。
4. 条件板に記入する条件は、
- ① 日々の掘削長さに関する事
  - ② 工事現場の道路の有効幅に関する事

- ③ 作業時間に関すること
- ④ 路面復工及び埋め戻しに関すること
- ⑤ 保安施設及び保安要員に関すること

等のほか、道路管理者及び所轄警察署長から指示されたこと等を記入する。

- 5. 道路管理者が行う工事の場合は、裏面の条件は「道路工事施工条件」とする。

様式3 簡易工事標示板（標準図）



(注) 〇〇工事中には、道路、下水、水道、地下鉄等の別を記入する。

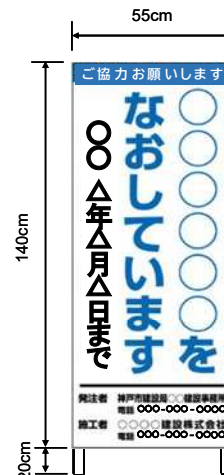
#### 4. 工事説明看板等

- (1) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、様式4-1に示す工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置しなければならない。ただし、短期間に完了する軽易な工事等、または、歩道が存在しないなど適切な設置場所が確保できない場合についてはこの限りではない。
- (2) 道路工事開始から道路工事終了までの間、様式4-2に示す工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置しなければならない。ただし、短期間に完了する軽易な工事等、または、歩道が存在しないなど適切な設置場所が確保できない場合についてはこの限りではない。
- (3) 地下道、地下鉄、高速道路等の大規模で、かつ、長期間にわたる工事現場には、工事説明看板等のほかにPRを兼ねた完成予想図を現場に大きく掲示するものとする。

様式4-1 工事情報看板



様式4-2 工事説明看板

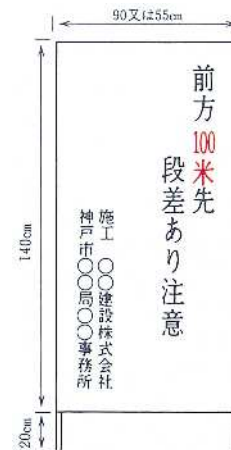
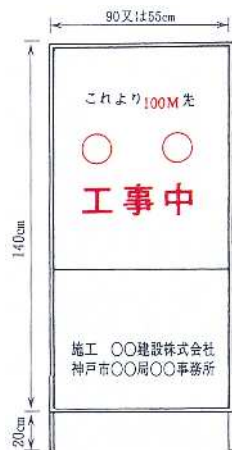


(注) 1. 色彩は、「ご協力お願いします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。

## 5. 予告標示板

工事現場の前方 50mからおおむね 200mの間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に様式 5-1 に示す工事を予告する標示板を設置しなければならない。また、路面の段差を事前に周知させるため必要がある場合は、同じく様式 5-2 に示す段差予告標示板をおおむね 100m手前に設置しなければならない。

様式 5-1 工事予告標示板(標準図) 様式 5-2 段差予告標示板(標準図)



(注) 1. “100”は50mのときは“50”と標示する。  
2. 工事箇所に段差標示板を設置する場合は“前方 100m先”を記入しない。

## 6. まわり道標示板

道路工事のため一般の交通をう回させる必要がある場合は、道路管理者及び所轄警察署の指示を受けて、まわり道の入口に様式6に示すまわり道の略図を記したまわり道標示板を、また、まわり道の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）に様式7に示す案内標識「まわり道」(120)に補助板を付して設置しなければならない。

様式6 まわり道標示板（標準図）

（地方部の場合）

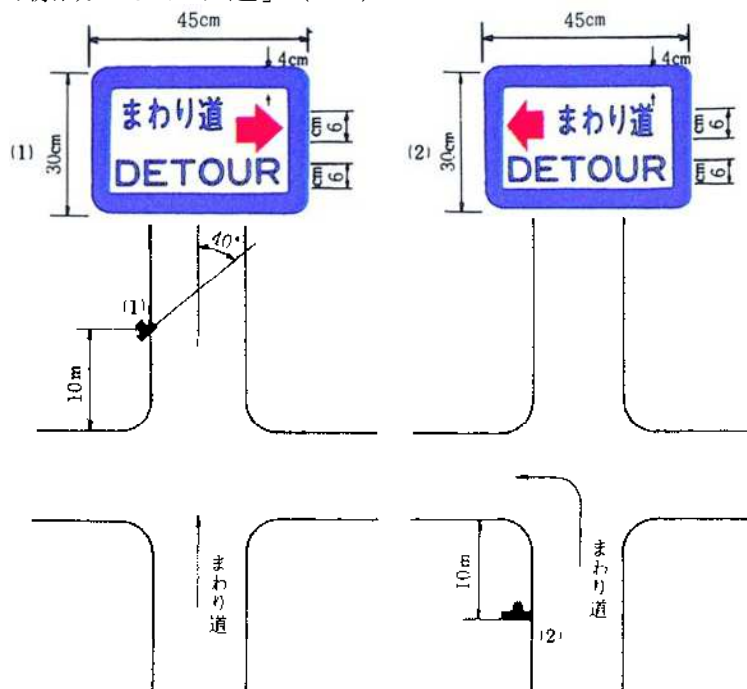


（市街部の場合）



（注）市街部に設置するまわり道標示板において、両方に向回できない場合は、できない側の矢印は付けてはならない。

様式7 案内標識「まわり道」(120)

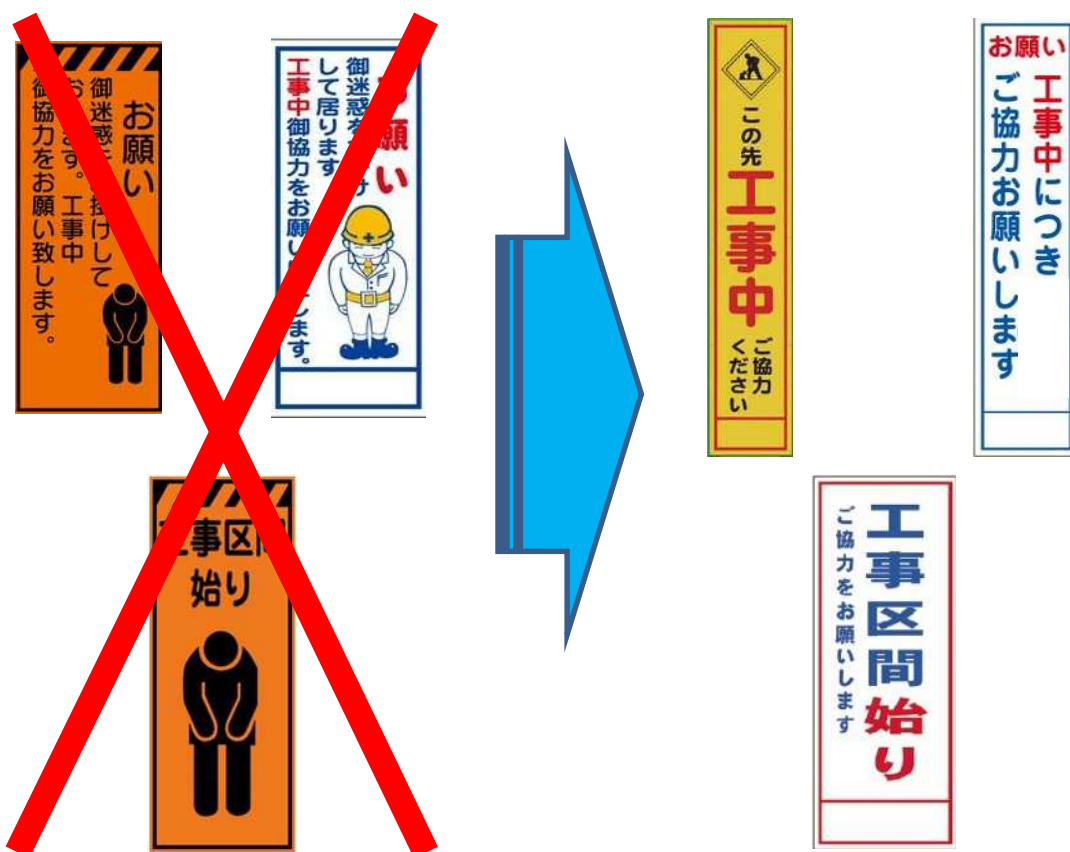




## 7. 工事補助看板等

- (1) 工事現場で使用する工事補助看板について、用途・目的によって多様な補助看板を利用して対応しているが、補助看板の表記されている文言や絵柄について注意して使用しなければならない。
- (2) 工事標示板等でも表記されているとおり、『ご迷惑をお掛けします』と表記された看板は使用せず、『ご協力お願いします』と表記する看板を使用しなければならない。
- (3) また、“頭を下げている”絵柄が表記されている看板は使用しない。
- (4) 『ご協力お願いします』と表記している看板でも、“頭を下げている”絵柄が併記されている看板は使用しない。

### — 例 —



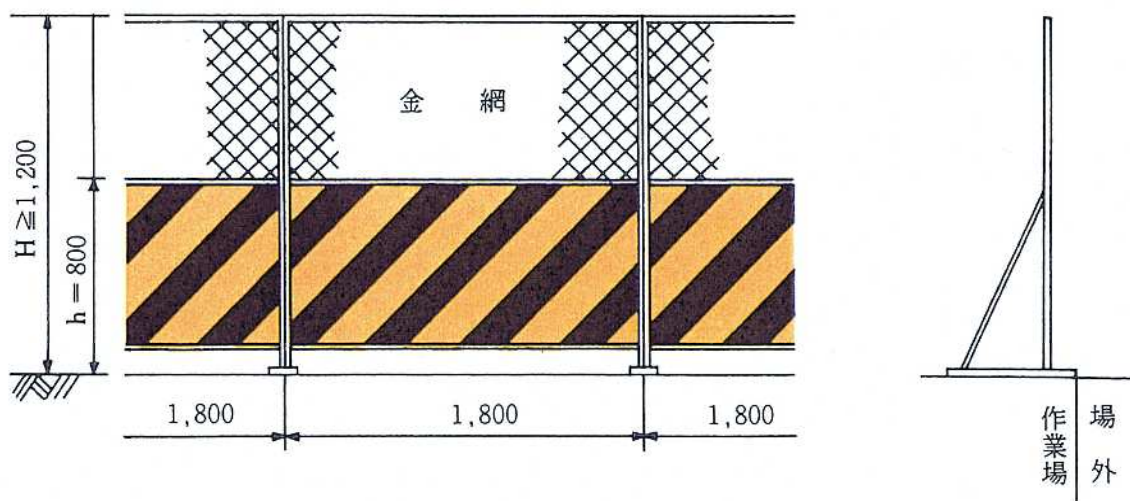


## 8. 保安柵等

- (1) 工事現場の区域（作業場、材料置場及び工事用機械置場等を含む。）は、一般公衆が誤って立入らないよう保安柵又はこれに類する工作物を設置して、他の周囲と明確に区分しなければならない。
- (2) 大規模な工事及び工事期間の長い工事現場の周囲には、様式 9 に示す固定柵を設置しなければならない。
- (3) 一般の工事現場の周囲には、様式 10 に示す移動柵を設置しなければならない。ただし、交通に対する危険のおそれと比較的少ない工事現場（路面コンクリート舗装の養生中の現場、表層のアスファルト舗設現場等）では、側方のものに限り、保安灯、セーフティコーン等で十分安全が確保される場合は、これをもってかえることができるものとする。
- (4) 工事区間全域の交通をしゃ断して作業する工事現場の保安柵は、側方のものに限りこれを省略することができる。ただし、歩行者の通行の安全のためには、セーフティコーン等により適当な措置をしなければならない。
- (5) 保安柵等は、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきであるが、特に風による転倒に対して十分安定したものでなければならない。
- (6) 柵の彩色は固定柵の袴部分及び移動柵の横板部は、黄色と黒色の斜縞に彩色（反射処理）するものとし、縞の幅は 10 cm から 15 cm まで、水平との角度は 45 度を標準とする。
- (7) 工事現場の環境改善（イメージアップ）のため、柵等の美装化を図る場合は、保安柵の設置目的を損なわないよう配慮しなければならない。特に一般交通に対面する箇所については、道路標識、標示板、矢印板、保安灯等を設置し、工事現場の視認性を確保しなければならない。

様式 9 固定柵（標準図）

単位：mm

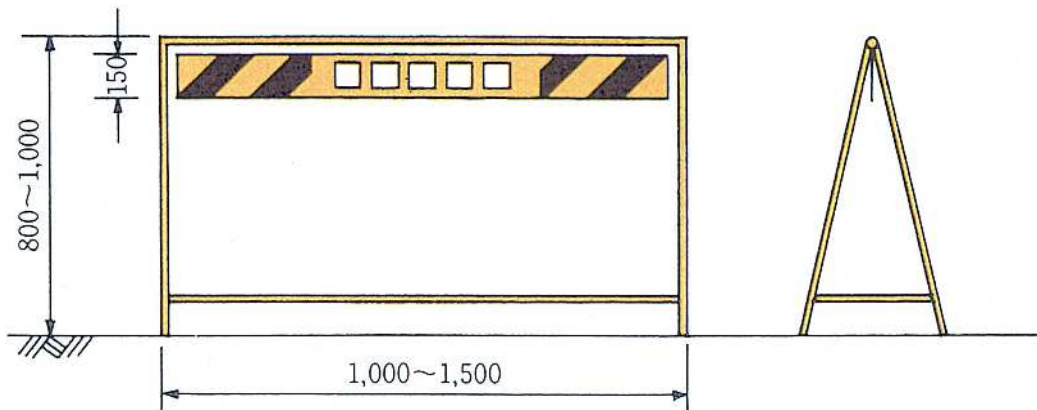


### 規格・寸法

- ① 固定柵の高さは、（周囲の地盤面から）1.2m以上とする。
- ② 支柱間隔は 1.8mを標準とし、必要ある場合は内側から支材等をもって補強する。
- ③ 通行者（自動車等を含む）の視界を妨げないようにする必要がある場合は、0.8m以上の部分に金網等を張り、見通しをよくするものとする。

様式 10 移動柵（標準図）

単位：mm



### 設置方法

- ① 移動柵を連続して設置する場合の各移動柵の間隔は、移動柵の長さを超えないようにし、移動柵間には保安灯又はセーフティコーンを置き作業場の範囲を明確にするものとする。屈曲して設置する場合には、その部分の間隔をあけないようにしなければならない。
- ② 交通の流れに対面する部分に移動柵を設置する場合は、原則としてすりつけ区間を設け、かつ間隔をあけないようにするものとする。やむを得ずすりつけ区間がとれない場合は、二重柵を設置する等により対処するものとする。
- ③ 歩行者及び自転車が移動柵に沿って通行する部分については、移動柵の間隔を開けないようにし、又は移動柵の間に安全ロープ等を張って、すき間のないように措置しなければならない。
- ④ 移動柵の設置及び撤去に当たっては、交通の流れを妨げないよう行なわなければならない。

### 規格・寸法

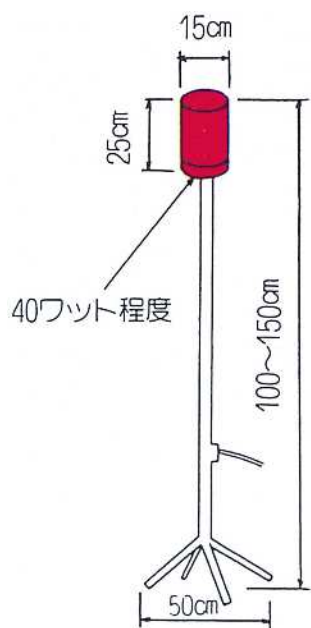
- ① 移動柵は、高さ 0.8m から 1.0m、長さ 1.0m から 1.5m までのもので、支柱の上端に幅 15 cm 程度の横板を取りつけてあるものを標準とし、一般公衆に通過及び立入りを禁ずる意思を十分伝えるものでなければならない。
- ② 移動柵の高さが 1.0m 以上を必要とする場合は、0.8m 以上の部分に金網等を張り付けるものとする。

## 9. 保安灯及び照明灯

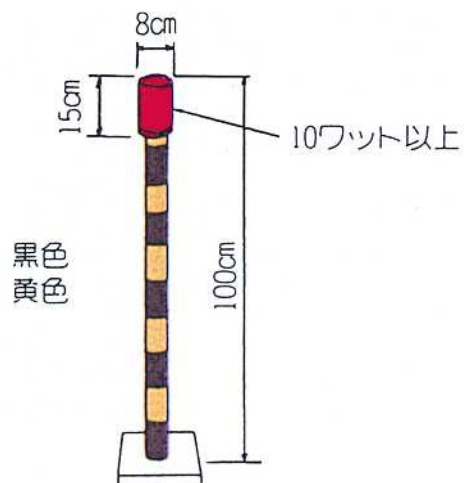
- (1) 夜間施工する場合又は夜間に交通開放できない場合には、道路上又は道路に接する部分に設置した柵等に沿って、高さ 1.0m 程度のもの で夜間 150m 前方から視認できる光度を有する黄色又は赤色の保安灯（様式 11 側方用）を設置しなければならない。
- (2) 設置間隔は、交通流に対面する部分では 2 m 程度、その他の道路に面する部分では 4 m 以下とするものとする。
- (3) 特に交通量の多い道路においては、交通流に対面する場所に設けた内部照明式の工事標示板の近くに、必要に応じて夜間 200m 前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色注意灯（様式 11 両端囲いの角用）を設置しなければならない。
- (4) 道路上に置いた材料及び工事用機械等の周囲にも遠方から確認できる赤色又は黄色注意灯を設置しなければならない。
- (5) 工事現場の各標示板の前面には、夜間 100 ワット以上の白色照明灯を取付けなければならない。ただし、工事現場の付近に電源のない場合は、各標示板を反射性としなければならない。
- (6) 危険な箇所には、200 ワット以上の白色照明灯を設置しなければならない。

様式 11 保安灯（標準図）

両端、囲いの角用



側方用



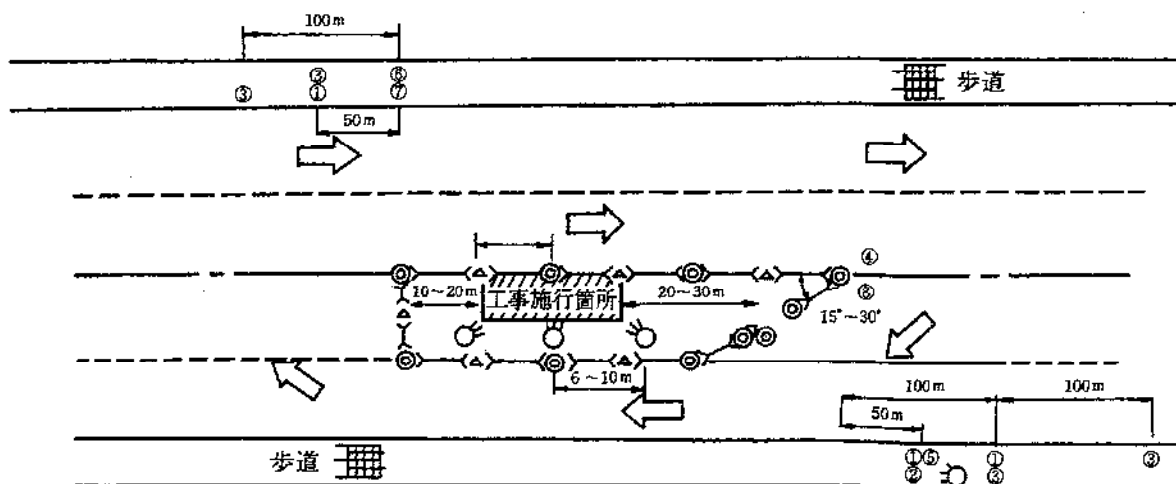
- (注) (1) 灯器の大きさ、高さ、光度等がこれと同等以上の効果のあるものについては、この規格によらないことができる。
- (2) スズラン式、又はチューブ式を採用する場合、発光部の間隔は単柱式と同等とし、吊り間隔（固定位置）は8 m以下とし、中間はたるみや振れを防止するため柵等に取りつけるものとする。

## 10. 保安施設等の設置例

凡例

記号	施設	
☉	照明灯	
◎	保安灯	
⚡	バリケード	
△	セイフティコーン	
①	警戒標識〔道路工事中〕	(213)
②	警戒標識〔車線減少〕	(211)
③	予告標示板	
④	規制標識〔指定方向外進入禁止〕	(311-F)
⑤	規制標識〔徐行〕	(329)
⑥	標示板(様式2)	
⑦	標示板(様式4-2)	
⑧	黄色回転灯	
⑨	標示板(工事中)〔内照式〕	
⑩	標示板(片側交互交通)	

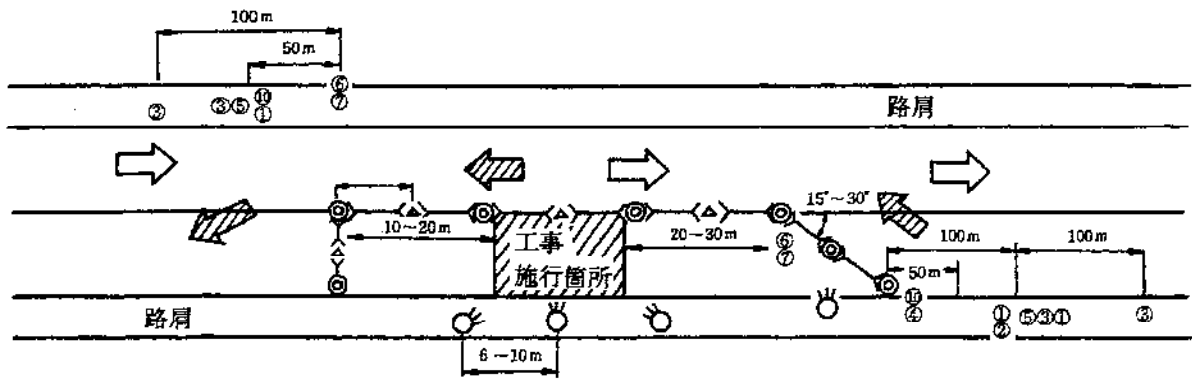
図-1 4車線以上 片側一車線以上通行可 夜間作業



(注) (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。

(2) 昼間作業のみの場合は保安灯はセイフティコーンに変える、又照明灯は除く。

図-2 2車線 片側全車線閉塞 夜間作業



- (注) (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業のみの場合、保安灯はセイフティコーンに変える。又照明灯は除く。
- (3) 工事区間長、および交通量に応じて両端に適宜交通誘導員を置く。

図-3 まわり道の標示例（市街部の場合）  
（進行方向に対する標識の設置例を示す）

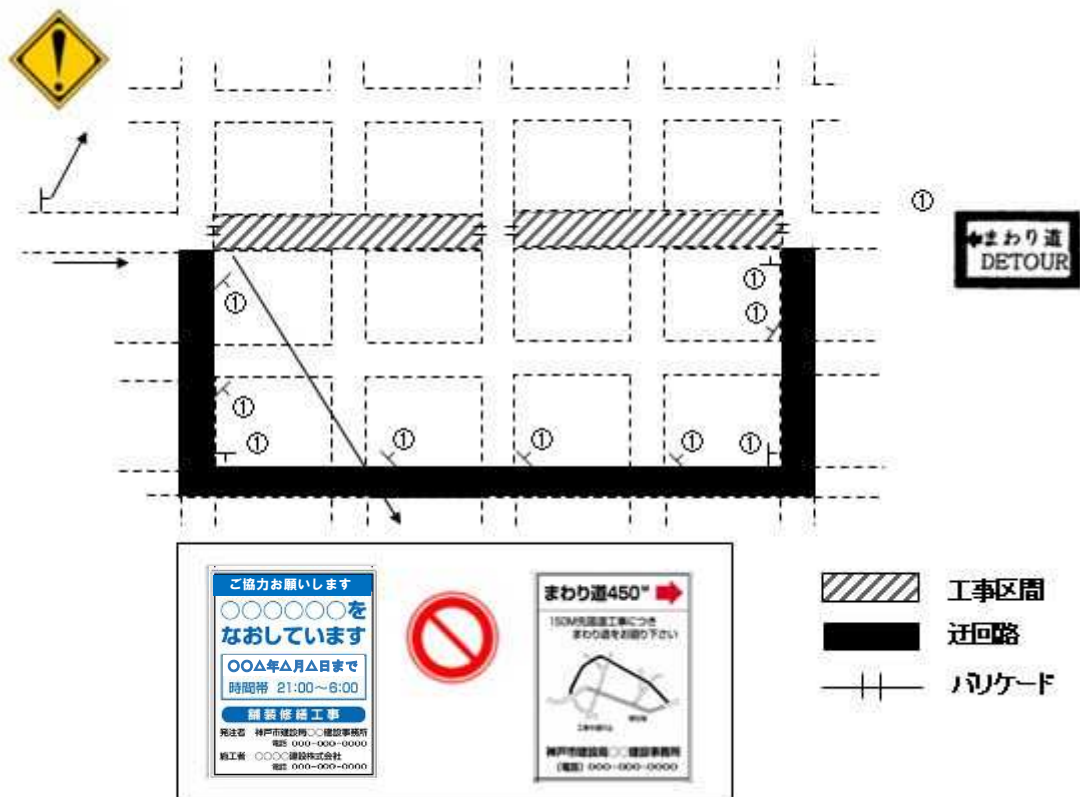


図-4 まわり道の標示例（地方部の場合）  
（進行方向に対する標識の設置例を示す）

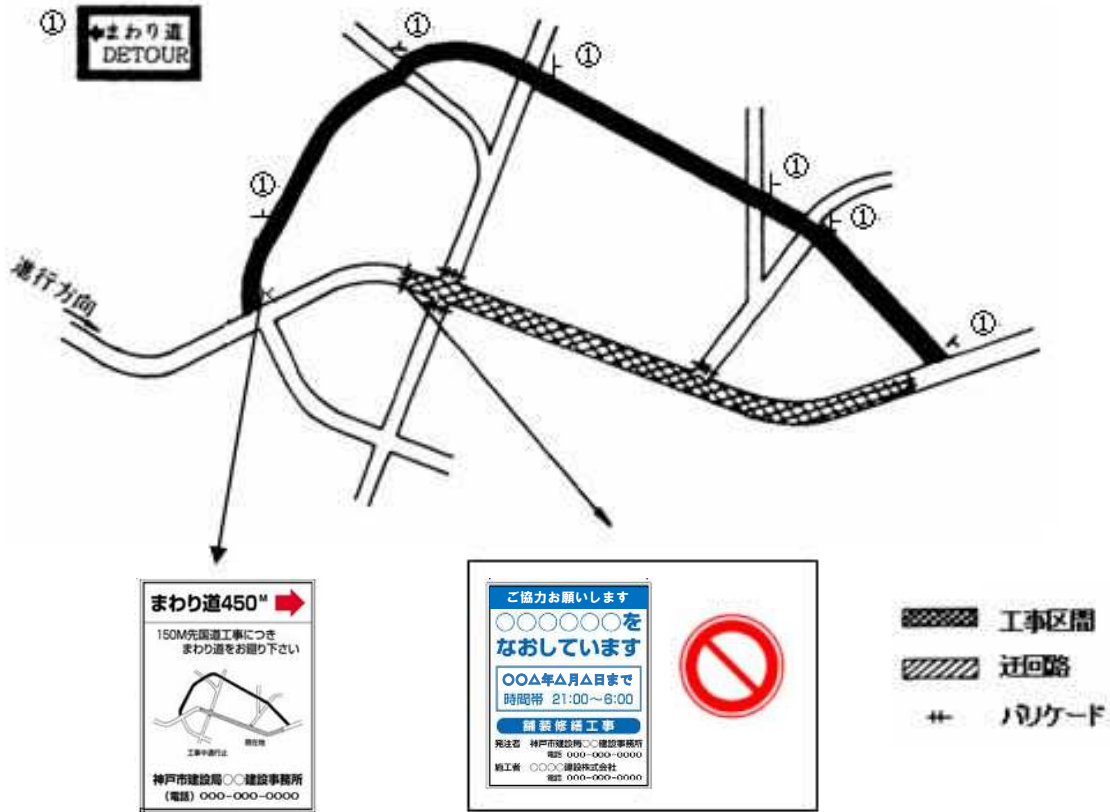
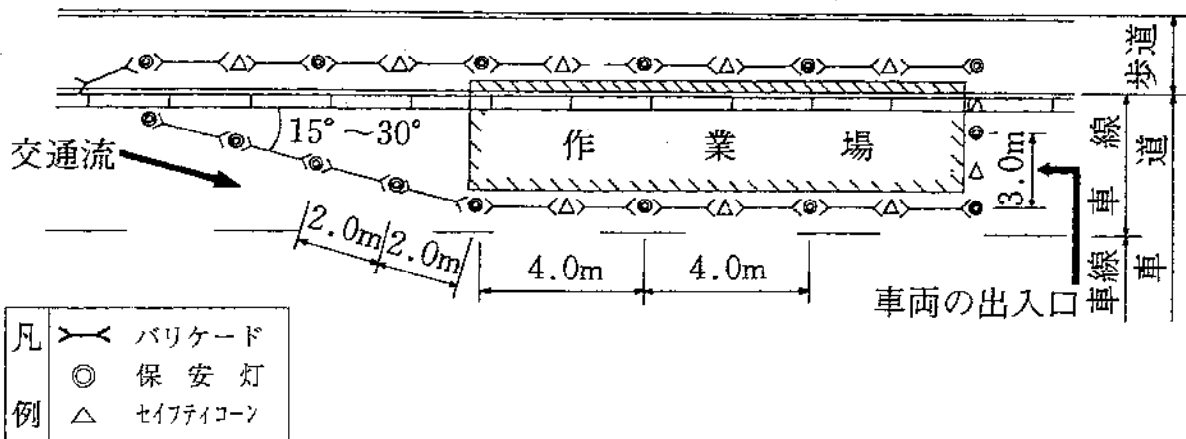


図-5 保安施設の設置例（交通を開放して行う工事）  
移動柵の設置及び撤去方法及び作業場への車両の出入り

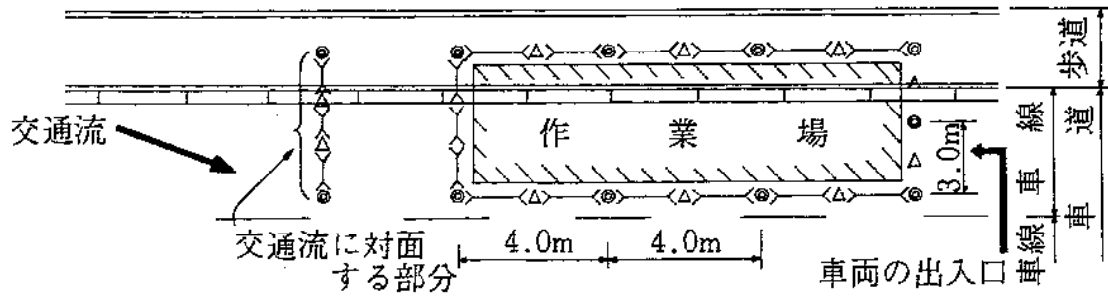
(a) すりつけ区間を設ける場合



(注) 昼間工事の場合は、保安灯をセーフティコーンにかえる。



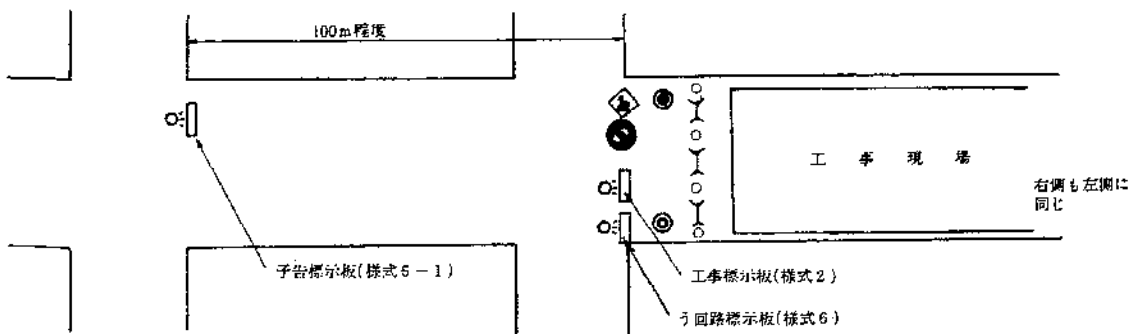
(b) すりつけ区間がとれない場合



- (注) 1. 工事現場の両端に設置する保安柵と工事現場の距離は作業中に限り車両の出入りに必要な長さとする事ができる。  
 なお、出入り車両は、交通の流れに対し背面より出入りするものとし、できるだけ一般車両の通行を優先するとともに、公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。
2. 工事現場の延長が80m以上に及ぶ場合は、中間30m間隔に200ワット以上の照明灯を設置しなければならない。
3. 道路上の作業場内には原則として作業に使用しない車両を駐車させてはならない。

図-6 保安施設の設置例 (全面交通を禁止して行う工事)

- (凡例) ● 保安灯 (両端及び角用) 様式 11    ○ 保安灯 (側方用) 様式 11  
 ☉ 照明灯 (各標示板の前面に設置する 100 ワット程度の白色灯)  
 X 保安柵 (移動柵) 様式 10



- (注) 1. 工事現場の延長が80m以上に及ぶ場合は、中間に200ワット以上の照明灯を設置しなければならない。
2. 民家の軒先を掘削する場合、沿道住民の出入りには、十分配慮し、危険のないよう措置しなければならない。

## 保安施設等の設置基準表

(凡例) ○ 必ず設置しなければならないもの

△ 必要に応じて設置するもの

種 別	名 称	様式及び規格	交通制限の区分		摘 要
			片側通行	通行禁止	
道 路 標 識	道 路 工 事 中	様 式 1	○	○	反射性
	そ の 他 の 危 険	〃	△	△	〃 道路管理者、 所轄警察署 長の指示
	徐 行	〃	△		〃 〃
	通 行 止	〃		△	〃 〃
	車 両 通 行 止	〃		○	〃 〃
	指 定 方 向 外 止 指 進 行 禁 止	〃	△		〃 〃
	ま わ り 道	様 式 7		△	〃
標 示 板	工 事 標 示 板	様 式 2	○	○	
	工 事 標 示 板 ( 内 照 式 )		△	△	
	工 事 情 報 看 板	様 式 4-1	○	○	
	工 事 説 明 看 板	様 式 4-2	○	○	
	予 告 標 示 板	様 式 5-1	○	○	
	ま わ り 道 標 示 板	様 式 6	△	△	
保 安 柵	固 定 柵	様 式 9	△	△	
	移 動 柵	様 式 10	○	○	一般工事現場
	セイフティコーン等		△	△	
夜 間 に お け る 照 施	赤 色 又 は 黄 色 保 安 灯	様 式 11	○	○	工事現場の両端及び 囲いの角の部分用
	〃	様 式 11	○	△	工事現場の側方用
	白 色 照 明 灯	100W 以上	○	○	各標示板の前面用
	〃	200W 以上	△	△	危険な箇所用